

新居浜工業高等専門学校図書館一般利用者利用要項

平成6年10月12日要項第2号

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校図書館規程第6条第3号の規定に基づき、本校の教育に支障のない範囲内で、図書館を一般利用者の利用に供するため必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 この要項にいう一般利用者の範囲は、図書館の利用を申し出た者をいう。

(利用資料)

第3条 利用者が利用できる資料は、図書館内所蔵資料（以下「資料」という。）とし、研究室備付けのものは、申し出により閲覧することができる。

(利用範囲)

第4条 利用者の利用できる範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 資料を館内で閲覧・視聴すること。
- (2) 資料の貸出しを受けること。
- (3) 文献の複写サービスを受けること。
- (4) 参考調査に関すること。

2 利用者は、必要に応じて図書館に備え付けの視聴覚機器又はインターネット用端末機を利用することができる。

(利用時間等)

第5条 利用者は、図書館の開館日及び開館時間に利用することができる。ただし、必要により図書館長が定める日及び時間については利用することができない。

(利用手続)

第6条 利用者は、入館の際に来館者名簿に必要事項を記入するものとする。

- 2 資料の貸出しを受けようとする利用者は、様式第1の図書館利用願（以下「利用願」という。）を図書館長に提出し、様式第2の図書館利用許可証（以下「利用許可証」という。）の交付を受けるものとする。
- 3 利用者は、利用願を提出する際に、身分を明らかにする書類を提示しなければならない。
- 4 利用者は、資料の貸出しを受けようとする際は、資料と共に利用許可証を提出して、所定の手続きを受けなければならない。

(弁償責任)

第7条 図書館資料を汚損又は紛失した者、若しくは設備、備品等に損害を与えた者は、弁償の責任を負わなければならない。

(利用禁止)

第8条 図書館長は、この要項に違反した利用者に対して、図書館の利用を停止又は禁止することができる。

(規程の適用)

第9条 この要項に定める以外の利用上の事項については、新居浜工業高等専門学校図書館規程及び新居浜工業高等専門学校文献複写規程による。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、一般利用者の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成6年10月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年11月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

図書館長	学生課長	課長補佐	図書係長	図書係員

図書館利用願 (新規・更新)

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校図書館長 殿

貴校図書館を利用したいので、許可下さるようお願いします。

なお、利用に際しては、貴校の図書館規程、図書館校外者利用要項等を遵守します。

住 所		電話番号	
(フリガナ) 氏 名		生年月日	
勤務先等		電話番号	
利用目的			
利用期間 (1年以内)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

* 図書館記入欄

身分確認	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他	確認印	
交付年月日	年 月 日	利用許可証番号	第 号
利用者番号	備考		